

流山市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成13年流山市条例第17号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(事前協議)</p> <p>第7条 法第10条第1項の規定による墓地若しくは納骨堂の経営の許可又は同条第2項の規定による墓地若しくは納骨堂の変更の許可の申請をしようとする者(地方公共団体を除く。)は、墓地又は納骨堂の工事着手前に墓地又は納骨堂の経営又は変更の計画(以下「経営等計画」という。)について、市長と協議しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による協議をしようとする者(以下「申請予定者」という。)は、次条から第11条までの手続を経た後、次に掲げる事項を記載した事前協議書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)申請者の氏名、住所及び連絡先の電話番号(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び連絡先の電話番号)</p> <p>(2)墓地又は納骨堂の名称</p> <p>(3)経営の計画内容</p> <p>(4)墓地又は納骨堂の用地の所在、地番、地目及び面積</p> <p>(5)墓地又は納骨堂の構造</p> <p>(6)工事の着手年月日及び完了年月日</p> <p>3 市長は、第1項の規定による協議を行う場合においては、申請予定者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。</p> <p>(標識の設置)</p> <p>第8条 申請予定者は、経営等計画の敷地(以下「予定地」という。)の周囲から見やすい場所に標識を設置しなければならない。</p> <p>2 申請予定者は、標識を設置するときは、設置する3日前までにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(説明会の開催)</p> <p>第9条 申請予定者は、標識設置後7日以降14日以内に経営等計画につい</p>	<p>(事前協議)</p> <p>第7条 法第10条第1項の規定による墓地若しくは納骨堂の経営の許可又は同条第2項の規定による墓地若しくは納骨堂の変更の許可の申請をしようとする者(地方公共団体を除く。)は、墓地又は納骨堂の工事着手前に墓地又は納骨堂の経営又は変更の計画_____について、市長と協議しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>て近隣住民等（予定地の境界から墓地にあっては100メートル以内、納骨堂にあっては50メートル以内の居住者並びに予定地の境界から10メートル以内に存する土地及び建物の所有者をいう。）を対象に説明会を開催しなければならない。</u></p> <p>2 <u>申請予定者は前項の説明会を開催した後5日以内に、説明会の結果について市長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>（土地所有者の承諾）</u></p> <p>第10条 <u>申請予定者は、経営等計画について、規則で定めるところにより、前条の説明会を開催した後、予定地の境界から10メートル以内に存する土地の所有者（国又は地方公共団体を除く。）全員の承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>（近隣住民等との協議）</u></p> <p>第11条 <u>申請予定者は、前項の規定による説明会を開催した後30日を経過する日までに、近隣住民等から経営等計画の内容について、書面により次に掲げる意見の申出があったときは、当該申出をした近隣住民等と協議しなければならない。</u></p> <p><u>（1）公衆衛生その他公共の福祉の見地から考慮すべき意見</u></p> <p><u>（2）墓地又は納骨堂の構造施設と周辺環境との調和に対する意見</u></p> <p><u>（3）墓地又は納骨堂の建築工事の方法等についての意見</u></p> <p>2 <u>申請予定者は、協議の終了後10日以内に、第1項の意見に対する見解を示した文書を当該申出をした者に送付するとともに、協議の結果について市長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>（申請予定者の責務）</u></p> <p>第12条 <u>申請予定者は、予定地の近隣住民等との間で紛争が生じたときは、誠意をもって自主的に解決するように努めなければならない。</u></p> <p><u>（紛争の調整）</u></p> <p>第13条 <u>市長は、申請予定者と周辺住民等との間で紛争が生じたときには、</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>必要な調整を行うものとする。</u> (許可の基準)</p> <p><u>第14条</u> 市長は、法第10条第1項の規定による墓地の経営の許可の申請があった場合において、当該申請に係る墓地の経営が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該墓地が次条から<u>第17条</u>まで及び<u>第21条</u>に規定する基準(以下「墓地基準」という。)に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 地方公共団体が経営しようとするとき。</p> <p>(2) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人で、主たる事務所(同法第52条第1項の主たる事務所をいう。)を市内に有するもの(以下「市内宗教法人」という。)が、永続的に自己の所有地に設置した墓地を経営しようとするとき。</p> <p>(3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号の公益法人で<u>主たる事務所(同法第7条第1項第2号の主たる事務所をいう。)</u>を市内に有するもの(以下「<u>市内公益法人</u>」という。)が、永続的に自己の所有地に設置した墓地を経営しようとするとき。</p> <p>(4) 自己又は自己の親族のために設置された墓地を、自己又は自己の親族のために引き継いで経営しようとするとき。</p> <p>(5) 災害の発生又は公共事業の実施に伴い、自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転して、自己又は自己の親族のために新たに墓地を経営しようとする場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるとき。</p> <p>2 市長は、法第10条第1項の規定による納骨堂の経営の許可の申請があった場合において、当該申請に係る納骨堂の経営が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該申請に係る納骨堂の施設が<u>第18条</u>及び<u>第21条</u>に規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をし</p>	<p>(許可の基準)</p> <p><u>第8条</u> 市長は、法第10条第1項の規定による墓地の経営の許可の申請があった場合において、当該申請に係る墓地の経営が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該墓地が次条から<u>第11条</u>まで及び<u>第15条</u>に規定する基準(以下「墓地基準」という。)に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 地方公共団体が経営しようとするとき。</p> <p>(2) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人で、主たる事務所(同法第52条第1項の主たる事務所をいう。)を市内に有するもの(以下「市内宗教法人」という。)が、永続的に自己の所有地に設置した墓地を経営しようとするとき。</p> <p>(3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号の公益法人 (以下「公益法人」という。)が、永続的に自己の所有地に設置した墓地を経営しようとするとき。</p> <p>(4) 自己又は自己の親族のために設置された墓地を、自己又は自己の親族のために引き継いで経営しようとするとき。</p> <p>(5) 災害の発生又は公共事業の実施に伴い、自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転して、自己又は自己の親族のために新たに墓地を経営しようとする場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるとき。</p> <p>2 市長は、法第10条第1項の規定による納骨堂の経営の許可の申請があった場合において、当該申請に係る納骨堂の経営が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該申請に係る納骨堂の施設が<u>第12条</u>及び<u>第15条</u>に規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をし</p>

改正後	改正前
<p>てはならない。</p> <p>(1) 地方公共団体が経営しようとするとき。</p> <p>(2) 市内宗教法人が自己の所有地に設置した納骨堂を経営しようとするとき。</p> <p>(3) <u>市内公益法人</u>が自己の所有地に設置した納骨堂を経営しようとするとき。</p> <p>3 市長は、法第 10 条第 1 項の規定による火葬場の経営の許可の申請があった場合において、当該申請に係る火葬場の経営が地方公共団体によるものであり、かつ、当該火葬場が第 19 条から第 21 条までに規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>4 市長は、法第 10 条第 2 項の規定による墓地の区域の変更の許可の申請があった場合において、当該変更により墓地となる区域の経営が当該変更をする前の経営と一体性を有するものとして規則で定める要件に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 当該変更により墓地となる区域がある場合 当該区域が墓地基準に適合していること。</p> <p>(2) 当該変更により墓地でなくなる区域がある場合 (引き継いで法第 10 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けて経営する者がある場合を除く。) 当該区域における改葬が完了していること。</p> <p>5 市長は、法第 10 条第 2 項の規定による納骨堂又は火葬場の施設の変更の許可の申請があった場合において、当該申請に係る施設が第 18 条から第 21 条までに規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>6 市長は、法第 10 条第 2 項の規定による墓地又は納骨堂の廃止の許可の申請があった場合 (同条第 1 項又は第 2 項の許可を受けて当該墓地又は納</p>	<p>てはならない。</p> <p>(1) 地方公共団体が経営しようとするとき。</p> <p>(2) 市内宗教法人が自己の所有地に設置した納骨堂を経営しようとするとき。</p> <p>(3) <u>公益法人</u>が自己の所有地に設置した納骨堂を経営しようとするとき。</p> <p>3 市長は、法第 10 条第 1 項の規定による火葬場の経営の許可の申請があった場合において、当該申請に係る火葬場の経営が地方公共団体によるものであり、かつ、当該火葬場が第 13 条から第 15 条までに規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>4 市長は、法第 10 条第 2 項の規定による墓地の区域の変更の許可の申請があった場合において、当該変更により墓地となる区域の経営が当該変更をする前の経営と一体性を有するものとして規則で定める要件に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 当該変更により墓地となる区域がある場合 当該区域が墓地基準に適合していること。</p> <p>(2) 当該変更により墓地でなくなる区域がある場合 (引き継いで法第 10 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けて経営する者がある場合を除く。) 当該区域における改葬が完了していること。</p> <p>5 市長は、法第 10 条第 2 項の規定による納骨堂又は火葬場の施設の変更の許可の申請があった場合において、当該申請に係る施設が第 12 条から第 15 条までに規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>6 市長は、法第 10 条第 2 項の規定による墓地又は納骨堂の廃止の許可の申請があった場合 (同条第 1 項又は第 2 項の許可を受けて当該墓地又は納</p>

改正後	改正前
<p>骨堂を引き継いで経営する者がある場合を除く。)において、当該申請に係る墓地又は納骨堂の改葬が完了していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(墓地の環境基準等)</p>	<p>骨堂を引き継いで経営する者がある場合を除く。)において、当該申請に係る墓地又は納骨堂の改葬が完了していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(墓地の環境基準等)</p>
<p><u>第15条</u> 墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>(1)河川又は池沼から墓地までの距離は、20メートル以上であること。ただし、河川又は池沼の改修等がなされている場合で宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(2)住宅等(住宅、学校、保育所、図書館、博物館、公民館、病院その他規則で定める施設並びにこれらの敷地をいう。以下同じ。)から墓地までの距離は、埋葬に係る墳墓の所在する墓地にあっては100メートル以上、その他の墓地にあっては50メートル以上であること。</p> <p>(3)高燥であり、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。</p> <p>(4)前各号に掲げるもののほか、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がない土地であること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、災害の発生又は公共事業の実施により墓地を移転することが必要であり、かつ、その移転する場所が公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、同項第2号の規定を適用しない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、墓地の設置後において、河川又は池沼の改修等により同項第1号に規定する距離内に当該墓地が存することとなった場合及び当該墓地の経営者以外の者が同項第1号及び第2号に規定する距離内に住宅等を設置した場合において、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、同項の規定を適用しない。</p> <p>(墓地の施設基準)</p>	<p><u>第9条</u> 墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>(1)河川又は池沼から墓地までの距離は、20メートル以上であること。ただし、河川又は池沼の改修等がなされている場合で宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(2)住宅等(住宅、学校、保育所、図書館、博物館、公民館、病院その他規則で定める施設並びにこれらの敷地をいう。以下同じ。)から墓地までの距離は、埋葬に係る墳墓の所在する墓地にあっては100メートル以上、その他の墓地にあっては50メートル以上であること。</p> <p>(3)高燥であり、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。</p> <p>(4)前各号に掲げるもののほか、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がない土地であること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、災害の発生又は公共事業の実施により墓地を移転することが必要であり、かつ、その移転する場所が公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、同項第2号の規定を適用しない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、墓地の設置後において、河川又は池沼の改修等により同項第1号に規定する距離内に当該墓地が存することとなった場合及び当該墓地の経営者以外の者が同項第1号及び第2号に規定する距離内に住宅等を設置した場合において、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、同項の規定を適用しない。</p> <p>(墓地の施設基準)</p>
<p><u>第16条</u> 墓地の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>(1)墓地の境界の内側に、当該境界に接し幅3メートル以上の緑地帯を設け、かつ、当該墓地の境界から3メートル以上内側に、当該墓地の境</p>	<p><u>第10条</u> 墓地の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>(1)墓地の境界の内側に、当該境界に接し幅3メートル以上の緑地帯を設け、かつ、当該墓地の境界から3メートル以上内側に、当該墓地の境</p>

改正後	改正前
<p>界から墳墓が見えないように高さ1.8メートル以上の障壁等を設けること。ただし、面積が1,000平方メートル未満の墓地であって、当該墓地の境界に当該墓地の境界から墳墓が見えないように高さ1.8メートル以上の障壁等を設けるものについては、この限りでない。</p> <p>(2) 墓地が当該墓地区域周辺より低地である場合においては、墓地の区域内に高木の常緑樹を植栽する等により、当該墓地区域周辺から当該墓地の墳墓が見渡せないように配慮すること。</p> <p>(3) 墓地の出入口には、施錠のできる門扉を設けること。</p> <p>(4) 墓地の区域内には、砂利敷その他ぬかるみとならない構造を有し、かつ、幅員が1メートル以上である通路であって、各墳墓に接続しているものを設けること。ただし、墳墓の構造、配置等により宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 墳墓1区画当たりの面積は、1.5平方メートル以上であること。</p> <p>(6) 墓地の区域内には、雨水又は汚排水が停留しないように適当な排水路を設けること。</p> <p>(7) 墓地の区域内には、便所、使用水の施設、ごみ集積施設及び管理事務所を設けること。ただし、墓地の利用者が使用できる便所、使用水の施設、ごみ集積施設及び管理事務所が近くにあり、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>(8) 墓地の利用者が使用しやすい位置に駐車場を設けること。</p> <p>(9) 緑地(第1号本文に規定する緑地帯を含む。)の面積が墓地の面積に占める割合は、5分の1以上とすること。</p> <p>2 前項第7号本文の便所、使用水の施設、ごみ集積施設及び管理事務所は、同項第1号本文に規定する緑地帯以外の場所に設けなければならない。ただし、土地の形状及び墳墓の配置状況により、これらの施設等を当該緑地帯に設けても、当該墓地が宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p>	<p>界から墳墓が見えないように高さ1.8メートル以上の障壁等を設けること。ただし、面積が1,000平方メートル未満の墓地であって、当該墓地の境界に当該墓地の境界から墳墓が見えないように高さ1.8メートル以上の障壁等を設けるものについては、この限りでない。</p> <p>(2) 墓地が当該墓地区域周辺より低地である場合においては、墓地の区域内に高木の常緑樹を植栽する等により、当該墓地区域周辺から当該墓地の墳墓が見渡せないように配慮すること。</p> <p>(3) 墓地の出入口には、施錠のできる門扉を設けること。</p> <p>(4) 墓地の区域内には、砂利敷その他ぬかるみとならない構造を有し、かつ、幅員が1メートル以上である通路であって、各墳墓に接続しているものを設けること。ただし、墳墓の構造、配置等により宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 墳墓1区画当たりの面積は、1.5平方メートル以上であること。</p> <p>(6) 墓地の区域内には、雨水又は汚排水が停留しないように適当な排水路を設けること。</p> <p>(7) 墓地の区域内には、便所、使用水の施設、ごみ集積施設及び管理事務所を設けること。ただし、墓地の利用者が使用できる便所、使用水の施設、ごみ集積施設及び管理事務所が近くにあり、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>(8) 墓地の利用者が使用しやすい位置に駐車場を設けること。</p> <p>(9) 緑地(第1号本文に規定する緑地帯を含む。)の面積が墓地の面積に占める割合は、5分の1以上とすること。</p> <p>2 前項第7号本文の便所、使用水の施設、ごみ集積施設及び管理事務所は、同項第1号本文に規定する緑地帯以外の場所に設けなければならない。ただし、土地の形状及び墳墓の配置状況により、これらの施設等を当該緑地帯に設けても、当該墓地が宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p>

改正後		改正前	
<p>(3 , 0 0 0 平方メートル以上の墓地の基準)</p> <p>第 1 7 条 面積が 3 , 0 0 0 平方メートル以上の墓地は、前 2 条 (前条第 1 項第 7 号及び同条第 2 項を除く。) に規定するもののほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、拡張することにより 3 , 0 0 0 平方メートル以上の面積となる場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 前条第 1 項第 1 号本文に規定する障壁等の内側に、当該障壁等に接し、次の表の左欄に掲げる墓地の面積に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる幅の緑地帯を設けること。ただし、土地の形状及び墳墓の配置状況により宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認める場合で、当該緑地帯の面積と同面積の緑地を墓地の区域内に設けるときは、この限りでない。</p>		<p>(3 , 0 0 0 平方メートル以上の墓地の基準)</p> <p>第 1 1 条 面積が 3 , 0 0 0 平方メートル以上の墓地は、前 2 条 (前条第 1 項第 7 号及び同条第 2 項を除く。) に規定するもののほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、拡張することにより 3 , 0 0 0 平方メートル以上の面積となる場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 前条第 1 項第 1 号本文に規定する障壁等の内側に、当該障壁等に接し、次の表の左欄に掲げる墓地の面積に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる幅の緑地帯を設けること。ただし、土地の形状及び墳墓の配置状況により宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認める場合で、当該緑地帯の面積と同面積の緑地を墓地の区域内に設けるときは、この限りでない。</p>	
墓地の面積	緑地帯の幅	墓地の面積	緑地帯の幅
3 , 0 0 0 平方メートル以上 4 , 0 0 0 平方メートル未満	1メートル以上	3 , 0 0 0 平方メートル以上 4 , 0 0 0 平方メートル未満	1メートル以上
4 , 0 0 0 平方メートル以上 5 , 0 0 0 平方メートル未満	2メートル以上	4 , 0 0 0 平方メートル以上 5 , 0 0 0 平方メートル未満	2メートル以上
5 , 0 0 0 平方メートル以上 6 , 0 0 0 平方メートル未満	3メートル以上	5 , 0 0 0 平方メートル以上 6 , 0 0 0 平方メートル未満	3メートル以上
6 , 0 0 0 平方メートル以上 7 , 0 0 0 平方メートル未満	4メートル以上	6 , 0 0 0 平方メートル以上 7 , 0 0 0 平方メートル未満	4メートル以上
7 , 0 0 0 平方メートル以上 8 , 0 0 0 平方メートル未満	5メートル以上	7 , 0 0 0 平方メートル以上 8 , 0 0 0 平方メートル未満	5メートル以上
8 , 0 0 0 平方メートル以上 9 , 0 0 0 平方メートル未満	6メートル以上	8 , 0 0 0 平方メートル以上 9 , 0 0 0 平方メートル未満	6メートル以上
9 , 0 0 0 平方メートル以上 1 0 , 0 0 0 平方メートル未満	7メートル以上	9 , 0 0 0 平方メートル以上 1 0 , 0 0 0 平方メートル未満	7メートル以上

改正後		改正前	
10,000平方メートル以上	8メートル以上	10,000平方メートル以上	8メートル以上
<p>(2) 墓地の区域内の主要な通路の幅員は、3メートル以上とすること。ただし、面積が10,000平方メートル以上の墓地にあっては、墓地の区域内の主要な通路のうち幹線となる通路の幅員は、6メートル以上とすること。</p> <p>(3) 墓地の区域内には、便所、使用水の施設、ごみ集積施設、休憩所及び管理事務所を設け、墓地の利用者が使用しやすい位置に配置すること（管理事務所を除く。）。</p> <p>(4) 墳墓数に0.05を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）以上の駐車台数を有する駐車場を設けること。この場合において、その半数以上の台数に係る駐車場は墓地の区域内に、残りの台数に係る駐車場は墓地の利用者が利用しやすい位置に、それぞれ設けること。</p> <p>(5) 面積が10,000平方メートル以上の墓地にあっては、墓地の面積に占める墳墓の面積の割合は、3分の1以下とすること。</p>		<p>(2) 墓地の区域内の主要な通路の幅員は、3メートル以上とすること。ただし、面積が10,000平方メートル以上の墓地にあっては、墓地の区域内の主要な通路のうち幹線となる通路の幅員は、6メートル以上とすること。</p> <p>(3) 墓地の区域内には、便所、使用水の施設、ごみ集積施設、休憩所及び管理事務所を設け、墓地の利用者が使用しやすい位置に配置すること（管理事務所を除く。）。</p> <p>(4) 墳墓数に0.05を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）以上の駐車台数を有する駐車場を設けること。この場合において、その半数以上の台数に係る駐車場は墓地の区域内に、残りの台数に係る駐車場は墓地の利用者が利用しやすい位置に、それぞれ設けること。</p> <p>(5) 面積が10,000平方メートル以上の墓地にあっては、墓地の面積に占める墳墓の面積の割合は、3分の1以下とすること。</p>	
<p>2 前項第3号の便所、使用水の施設、ごみ集積施設、休憩所及び管理事務所並びに同項第4号の駐車場は、前条第1項第1号及び前項第1号本文に規定する緑地帯並びに前条第1項第9号及び前項第1号ただし書に規定する緑地以外の場所に設けなければならない。ただし、土地の形状及び墳墓の配置状況により、これらの施設等を当該緑地帯等に設けても、当該墓地が宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>（納骨堂の施設基準）</p>		<p>2 前項第3号の便所、使用水の施設、ごみ集積施設、休憩所及び管理事務所並びに同項第4号の駐車場は、前条第1項第1号及び前項第1号本文に規定する緑地帯並びに前条第1項第9号及び前項第1号ただし書に規定する緑地以外の場所に設けなければならない。ただし、土地の形状及び墳墓の配置状況により、これらの施設等を当該緑地帯等に設けても、当該墓地が宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>（納骨堂の施設基準）</p>	
<p>第18条 納骨堂の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>(1) 納骨堂の周囲は、防火上適当な空地を有し、かつ、その敷地の境界に障壁又は密植したかん木の垣根等を設けること。ただし、建物の一部において堅固な障壁等で他の施設と区画して経営する納骨堂にあって</p>		<p>第12条 納骨堂の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>(1) 納骨堂の周囲は、防火上適当な空地を有し、かつ、その敷地の境界に障壁又は密植したかん木の垣根等を設けること。ただし、建物の一部において堅固な障壁等で他の施設と区画して経営する納骨堂にあって</p>	

改正後	改正前
<p>(火葬場の施設基準)</p> <p><u>第20条</u> 火葬場の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>(1) 火葬場の境界に障壁又は密植したかん木の垣根等を設けること。</p> <p>(2) 火葬場の出入口には、施錠のできる門扉を設けること。</p> <p>(3) 火葬場の境界に接し、その内側に緑地帯を設けること。</p> <p>(4) 火葬炉には、防臭、防じん、防音及び大気の汚染防止について十分な能力を有する排ガス再燃焼装置等を設けること。</p> <p>(5) 火葬場には、便所、使用水の施設、待合室及び管理事務所を設けること。</p> <p>(6) 火葬場には、収骨容器等を保管する施設を設けること。</p> <p>(7) 火葬場には、灰庫を設けること。</p> <p>(8) 火葬炉が存する建物及び収骨容器等を保管する施設には、施錠ができること。</p> <p>(基準の適用除外)</p> <p><u>第21条</u> 墓地等を引き継いで経営しようとする場合において、土地の状況、墓地等の構造その他の特別の事情があり、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、<u>第14条</u>から前条までの規定を適用しない。</p> <p>(都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出)</p> <p><u>第22条</u> 法第11条の規定により、墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされる場合は、当該墓地又は火葬場の経営者又は経営者であった者は、その許可があったものとみなされることとなった後速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 届出者の氏名、住所及び連絡先の電話番号(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び連絡先の電話番号)</p> <p>(2) 都市計画事業等の名称</p>	<p>(火葬場の施設基準)</p> <p><u>第14条</u> 火葬場の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>(1) 火葬場の境界に障壁又は密植したかん木の垣根等を設けること。</p> <p>(2) 火葬場の出入口には、施錠のできる門扉を設けること。</p> <p>(3) 火葬場の境界に接し、その内側に緑地帯を設けること。</p> <p>(4) 火葬炉には、防臭、防じん、防音及び大気の汚染防止について十分な能力を有する排ガス再燃焼装置等を設けること。</p> <p>(5) 火葬場には、便所、使用水の施設、待合室及び管理事務所を設けること。</p> <p>(6) 火葬場には、収骨容器等を保管する施設を設けること。</p> <p>(7) 火葬場には、灰庫を設けること。</p> <p>(8) 火葬炉が存する建物及び収骨容器等を保管する施設には、施錠ができること。</p> <p>(基準の適用除外)</p> <p><u>第15条</u> 墓地等を引き継いで経営しようとする場合において、土地の状況、墓地等の構造その他の特別の事情があり、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、<u>第8条</u>から前条までの規定を適用しない。</p> <p>(都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出)</p> <p><u>第16条</u> 法第11条の規定により、墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされる場合は、当該墓地又は火葬場の経営者又は経営者であった者は、その許可があったものとみなされることとなった後速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 届出者の氏名、住所及び連絡先の電話番号(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び連絡先の電話番号)</p> <p>(2) 都市計画事業等の名称</p>

改正後	改正前
<p>(3) 墓地又は火葬場の名称 (4) 墓地又は火葬場の用地の所在、地番、地目及び面積 (5) 墓地又は火葬場の構造 (6) 工事の着手年月日及び完了年月日 (変更の届出)</p>	<p>(3) 墓地又は火葬場の名称 (4) 墓地又は火葬場の用地の所在、地番、地目及び面積 (5) 墓地又は火葬場の構造 (6) 工事の着手年月日及び完了年月日 (変更の届出)</p>
<p>第23条 墓地等の経営者は、第3条若しくは第4条の規定により提出した申請書に記載した事項又は前条の規定により提出した届出書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。 (許可の取消し等)</p>	<p>第17条 墓地等の経営者は、第3条若しくは第4条の規定により提出した申請書に記載した事項又は前条の規定により提出した届出書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。 (許可の取消し等)</p>
<p>第24条 法第19条の規定により、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、墓地等の経営者に対し、規則で定めるところにより、墓地等の施設の整備改善若しくはその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は法第10条の規定による許可を取り消すことができる。 (1) 墓地等の経営者が、偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。 (2) 墓地等が、<u>第14条から第20条までの基準(第21条の規定により適用を除外する部分を除く。)</u>に適合しないとき。 (3) 墓地等の経営者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (4) その他市長が公衆衛生及び公共の福祉の見地から必要があると認めるとき。 (経営者等の講ずべき措置)</p>	<p>第18条 法第19条の規定により、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、墓地等の経営者に対し、規則で定めるところにより、墓地等の施設の整備改善若しくはその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は法第10条の規定による許可を取り消すことができる。 (1) 墓地等の経営者が、偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。 (2) 墓地等が、<u>第8条から第14条までの基準(第15条の規定により適用を除外する部分を除く。)</u>に適合しないとき。 (3) 墓地等の経営者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (4) その他市長が公衆衛生及び公共の福祉の見地から必要があると認めるとき。 (経営者等の講ずべき措置)</p>
<p>第25条 墓地等の経営者及び法第12条に規定する管理者(以下「経営者等」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 墓地等の管理運営は、経営者等が自ら行うこと。ただし、付随的な事務を委任する場合は、この限りでない。 (2) 墓石が倒壊したとき又は倒壊するおそれがあるときは、速やかに安</p>	<p>第19条 墓地等の経営者及び法第12条に規定する管理者(以下「経営者等」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 墓地等の管理運営は、経営者等が自ら行うこと。ただし、付随的な事務を委任する場合は、この限りでない。 (2) 墓石が倒壊したとき又は倒壊するおそれがあるときは、速やかに安</p>

改正後	改正前
<p>全措置を講じること。この場合において、墓石の所有者に対しても同様の措置を講じことを求めること。</p> <p>(3) 墓地等は、常に清潔を保持し、施設が破損した場合は、速やかに修理すること。</p> <p>2 3,000平方メートル以上の墓地の経営者は、前項に規定するもののほか、当該墓地の出入口に当該経営者の名称及び主たる事務所の所在地その他規則で定める事項を規則で定める方法により表示しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>3 この条例の施行の際、現に存する墓地等に係る許可の基準等の適用については、当該墓地等の区域又は施設を変更する場合を除き、<u>第7条及び第14条から第19条までの規定にかかわらず</u>、なお従前の例による。</p> <p>4 当分の間、<u>第14条第1項第2号の規定の適用については</u>、同号中「永続的に自己の所有地」とあるのは、「同法第2条に規定する目的のために永続的に自己の所有地（流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例（平成20年流山市条例第32号）の施行の日（以下「平成20年改正条例の施行の日」という。）現在において同法の規定により登記されている事務所（市内に存するものに限る。以下同じ。）が存する境内地（同法第3条に規定する境内地をいう。以下同じ。）又はこれに隣接する土地（直接に接している土地をいい、道路等（市、県、国が管理する施設）で分断されていない土地をいう。以下同じ）を含む区域に限る。）とする。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合においては、<u>第16条第1項第5号の規定</u>は、適用しない。</p>	<p>全措置を講じること。この場合において、墓石の所有者に対しても同様の措置を講じことを求めること。</p> <p>(3) 墓地等は、常に清潔を保持し、施設が破損した場合は、速やかに修理すること。</p> <p>2 3,000平方メートル以上の墓地の経営者は、前項に規定するもののほか、当該墓地の出入口に当該経営者の名称及び主たる事務所の所在地その他規則で定める事項を規則で定める方法により表示しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>3 この条例の施行の際、現に存する墓地等に係る許可の基準等の適用については、当該墓地等の区域又は施設を変更する場合を除き、<u>第7条から第13条</u>までの規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>4 当分の間、<u>第8条第1項第2号の規定の適用については</u>、同号中「永続的に自己の所有地」とあるのは、「同法第2条に規定する目的のために永続的に自己の所有地（流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例（平成20年流山市条例第32号）の施行の日（以下「平成20年改正条例の施行の日」という。）現在において同法の規定により登記されている事務所（市内に存するものに限る。以下同じ。）が存する境内地（同法第3条に規定する境内地をいう。以下同じ。）又はこれに隣接する土地_____を含む区域に限る。）とする。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合においては、<u>第10条第1項第5号の規定</u>は、適用しない。</p>

改正後	改正前
<p>6 当分の間、<u>第14条</u>第2項第2号の規定の適用については、同号中「自己の所有地」とあるのは、「宗教法人法第2条に規定する目的のために自己の所有地（平成20年改正条例の施行の日現在において同法の規定により登記されている事務所が存する境内地又はこれに隣接する土地を含む区域に限る。）」とする。</p>	<p>6 当分の間、<u>第8条</u>第2項第2号の規定の適用については、同号中「自己の所有地」とあるのは、「宗教法人法第2条に規定する目的のために自己の所有地（平成20年改正条例の施行の日現在において同法の規定により登記されている事務所が存する境内地又はこれに隣接する土地を含む区域に限る。）」とする。</p>